

# 悪質商法から高齢者を守る！

「投資被害回復のために手数料が必要」という電話で**二次被害にあった！**



## 事例1

過去の未公開株の被害について、突然知らない業者から電話で「被害を取り戻すことに協力したい。手数料3万円を払えば株を買い取る」と言われお金を振り込んだ。しかしその後連絡がなく不審に思い電話をかけたら、その番号は既に使われていなかった。

## 事例2

公的機関のような名前の団体から「過去に原野商法で被害を受けた方のために、被害を救済する国の制度ができたのでお知らせしている。利用するには供託金と保証金が必要」と電話があった。

## アドバイス

- ◇ 過去に未公開株など金融商品の投資被害にあった方が「被害を取り戻す」と勧誘され、手数料等をだまし取られるというトラブルが増加しています。
- ◇ 各地の消費生活センターや国民生活センターなどの公的機関をかたる者が電話をかけてくるケースもありますが、決して信用してはいけません。
- ◇ 「被害回復の手続きが必要」「被害者の会ができた」「犯罪被害で国の給付制度ができた」といった言葉は危険です。
- ◇ 被害回復をうたう不審な電話や手紙が届いたら、まずは**名古屋市消費生活センター(☎222-9671 くろーない)**へお問い合わせください。

## 被害にあわないために！

- 話の内容をうのみにせず、絶対に取り合ってははいけません
- 消費生活センターは、相談を受けた方以外に電話をかけることはありません
- 困ったときは、**消費生活センターに相談**しましょう



わからな  
いことは、  
センターに  
聞いてね。

## 名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階  
平日 TEL 052-222-9671  
土・日 TEL 052-222-9690

\* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分  
(土・日は電話相談のみ)

発行 名古屋市 市民経済局 消費流通課 TEL052-972-2437